

# 正副会長の活動状況

## 会務報告—定期総会を終えて、今後の課題—

日本弁理士会副会長 西出 眞吾

4月にスタートした奥山尚一会長の執行役員会では、監事会、常議員会、総会、財務委員会、知財戦略検討委員会を担当しています。3カ月が経過した現在の会務進捗状況と今後の課題について報告いたします。

### 常議員会及び定期総会

4月13日に第1回常議員会を開催し、11名の執行理事（6名の常議員と5名の非常議員）の選任と常議員会内に審議委員会を置くことを承認いただきました。

連休明けの5月9日に、定期総会の前置である第2回常議員会を開催し、第1号議案から第10号議案の全ての議案について承認いただきました。これに続き、5月27日に定期総会を開催し、ここでも全ての議案について承認いただきました。

第2回常議員会及び定期総会における主な議案は、今年度の事業計画と、会費の値下げ及び会館施設整備等準備基金積立金の積立の一時的凍結を含む予算です。今年度の事業計画については4月号に奥山会長から報告されましたのでここでは割愛させていただき、会費の値下げと会館施設整備準備基金積立金の積立の一時的凍結の必要性について簡単に説明いたします。

### <弁理士会の会費>

弁理士会の会費は、昭和61年に会館購入借入金を返済するためそれまでの11,000円/月から15,000円/月に値上げされ、また平成3年には、事業拡大のため20,000円/月に値上げされました。

平成13年に会館購入借入金を完済したため会費の値下げが検討されましたが、改正弁理士法への対応事業の増加や弁理士登録費の値下げがあったため据え置きされた経緯があります。それ以降、会費の値下げに

についての議案は総会に上程されていません。したがって、今回の議案は平成3年から数えて20年ぶりの上程であり、近年初めての値下げ議案です。平成23年10月から平成24年9月までの会費は、時限的に15,000円/月とし、平成24年10月以降の恒久的な会費の額については、今年度の会務執行状況を見ながら検討を加え、次年度の総会にて会員の皆様に諮るという内容です。

そもそも会費の値下げは、ここ数年来、会員の皆様からの要請であり、また会員数の増加によって会費収入が増加し、繰越金（内部留保金）も増加したことが発端です。平成22年の収入決算額が23億円、支出決算額が22億円であるのに対し、繰越金が15億円になっています。日本弁理士会などの非営利団体の繰越金は、一般的には支出決算額の30%以下が適切な値であるといわれていますが、これからすると支出決算額の60%以上もある15億円の繰越金はやはり多過ぎると言わざるを得ません。

15,000円/月の値にしたのは、会務活動のレベルを下げない範囲（同じ質の事業を安く実行できる範囲）で、下げられる限度をはじき出した結果です。ただし、収入のほとんどは会費収入ですから会員数の推移次第で収支バランスも変わります。したがって、この先は何年かごとに会費の見直しをすべきかと思われま

す。現在、繰越金の適正額については財務委員会に審議委嘱しており、間もなく方向性が示される予定です。

### <会館施設整備等準備基金積立金>

平成15年に設立された当該基金積立金は、日本弁理士会館、分室、支部等の会館施設の建設・拡充・整備のために設けられた基金であり、会員1人に付き20,000円の会費の中から1,500円/月が積み立てら

れ、現在 10 億円に達しています。

一方において、平成 17 年に全国に 9 支部が設置され、その後においても北海道支部や近畿支部の整備等を含め、各支部の施設整備は一区切りついたと言えます。

したがって、これを機会に 1,500 円／月・人の積み立てを 2 年間凍結し、その間に当該基金の必要性を議論することが適切であると考えます。議論の結果、必要ならば積立金を見直し、不要ならば積み上げた基金の処理を実行する予定です。この問題は全国的に広く意見を聴取する必要があるため、現在、常議員会の審議委員会あてに審議委嘱を出し、今年の年末前後に報告を頂く予定です。

### 監事会

監事会では、毎月 1 回、前月の会務の執行状況（会務報告）と前月の決算（財務報告）について監事の皆様からの監査を受けます。財務委員会の担当でもあり、また官房役でもありますので、会務の執行状況と決算の両方を担当しています。監事の皆様から毎回貴重なご提案をいただきており会務へフィードバックするように努めています。また会務の執行状況は実際の進捗より 1 カ月余り遅れるので、忘れてしまっていることも多々ありますが、執行役員会には、監事会での報告をイメージしながら臨むように留意しています。

監事会では会務報告と財務報告の両方を担当していますので、長濱範明執行理事に補佐していただいています。

### 財務委員会

財務委員会には、既述した繰越金の適正額に関する審議委嘱と、予算の適正化に関する審議委嘱を検討し

ていただいています。繰越金の適正額については他士業団体の状況を調査し、日本弁理士会としてはどうあるべきかを検討していただいています。また、予算の適正化については、現在の会規では予備費の取り崩しが常議員会の承認を必要としている（日本弁理士会経理規定第 16 条第 2 項「予備費を使用する必要性が生じたときは常議員会の承認を得てこれを行う。」）点の見直し、すなわち、定期総会にて承認済みの予備費を使用するのに再度常議員会の承認が必要か否かを、予算編成を適切に行う観点から検討していただいています。

なお、財務担当副会長の業務として収支伝票のチェックがあり、これに少々時間がかかります。

### 知財戦略検討委員会

今年度新設した委員会であり、主として企業に勤務している会員又は企業に長年勤務していた会員に参加いただき、企業内における弁理士の活躍の場を検討したり、日本弁理士会が提供すべきサービスを提言したりしていただく委員会です。参加し易いように開催時間を平日の夜に設定しています。年齢、勤務先企業の業種ともに多岐にわたり、また議論も極めて闊達です。

### 今後の課題

今年度の事業計画のうち当面実施すべき事項は進み始めましたが、重要項目も多々残っています。また、継続研修の未受講者処分の問題など、新たな問題も発生してきました。今年の 12 月に第 1 回臨時総会を予定していますので、会員の皆様にお諮りする予定です。